

## 3 年金指導課

政府管掌年金事業は、厚生労働大臣がその財政責任・管理運営責任を担う一方で、厚生労働大臣から委任・委託を受け、日本年金機構（以下「機構」という。）がその直接的な監督の下で公的年金に関する一連の運營業務（適用・徴収・記録管理・相談等）を担っています。

年金指導課では、国（厚生労働省）が管理運営を行う必要があるとされた以下の業務を行っています。

### （1）日本年金機構が行う滞納処分等の認可に関する業務

#### ① 概要

保険料を滞納している厚生年金保険等の適用事業所や国民年金の被保険者に対し、機構が滞納処分等（差押や財産調査等）を行う場合は、事前に厚生労働大臣（地方厚生局長へ委任）の認可が必要とされています。

また、機構が滞納処分等を行った場合は、その結果を厚生労働大臣（地方厚生局長へ委任）に報告しなければならないとされています。

年金指導課では、機構から滞納処分等に係る認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行うとともに、機構から滞納処分等の実施結果に係る報告を受け、当該報告の内容確認を行っています。

#### ② 実績

	制度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認可件数	厚生年金	189,418件	312,892件	258,057件
	国民年金	117件	195件	24,231件

	制度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施結果報告件数	厚生年金	9,043件	8,074件	11,220件
	国民年金	1,841件	305件	4,858件

### （2）日本年金機構の理事長が任命する徴収職員及び収納職員の認可に関する業務

#### ① 概要

滞納処分等を行う「徴収職員」や厚生年金保険料等（厚生年金保険料、健康保険料、船員保険料、子ども・子育て拠出金、国民年金保険料）の収納事務を行う「収納職員」の任命は機構理事長が行いますが、その任命に当たっては、事前に厚生労働大臣（地方厚生局長へ委任）の認可が必要とされています。

年金指導課では、機構から「徴収職員」及び「収納職員」に係る認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

② 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認可人数（延べ）	213人	295人	257人

**（3）日本年金機構が行う立入検査等の認可に関する業務**

① 概要

機構が立入検査等（厚生年金保険等の未適用事業所への加入指導・立入検査又は適用事業所への事業所調査）を行う場合は、事前に厚生労働大臣（地方厚生局長へ委任）の認可が必要とされています。年金指導課では、機構から立入検査等に係る認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

② 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認可件数	192,533件	198,260件	198,071件

**（4）日本年金機構が行う受給権者調査等の認可に関する業務**

① 概要

機構が受給権者調査等（年金受給権者や被保険者に対する調査等）を行う場合は、事前に厚生労働大臣（地方厚生局長へ委任）の認可が必要とされています。

年金指導課では、機構から受給権者調査等に係る認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

② 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認可件数	28件	27件	17件

**（5）厚生年金保険料等の納付の猶予に関する業務**

① 概要

厚生年金保険料等については、納付義務者が災害等により、その財産について相当な損失を受けた場合において、その納付すべき保険料等を一時に納付することができないと認められる場合等には、その保険料等の納付が猶予されます。

年金指導課では、厚生年金保険料等の納付の猶予の申請を機構が受付けた場合、当該申請の審査と許可を行っています。

② 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
許可件数	2件	0件	2件
不許可件数	0件	0件	0件